

会議の要旨（議事録）

会議の名称	鳥栖市社会教育委員定例会		
開催日時	平成25年2月25日 (月) 10時から	開催場所	鳥栖市勤労青少年ホーム 2階第2集会室
出席者数	委員9人 事務局4人	傍聴人数	0人
議題	(1) 鳥栖市勤労青少年ホームのあり方について (報告事項) 地区公民館の廃止について		
配布資料	・鳥栖市勤労青少年ホーム（本館）のあり方について		
所管課	(課名) 生涯学習課 (電話番号) 0942-85-3694		

1. 開 会

- 事務局
 - ・委員欠席者の報告
- 教育長あいさつ
- 委員長あいさつ

2. 議 事

○委員長

スムーズに議事が進行するよう皆様のご協力をお願いします。また、議事録作成については、事務局をお願いします。議事録署名人につきましては、舟木委員、服部委員さんをお願いします。

それでは、議題として本日の会場である鳥栖市勤労青少年ホームのあり方についてとなっておりますが、私自身この施設には初めて来ました。協議をする前に、施設を案内していただきましょうか、いかがでしょうか。事務局に案内をお願いします。

《 施 設 見 学 》

○委員長

お疲れ様でした。それでは、議題1について、事務局説明をお願いします。

●事務局説明

ー鳥栖市勤労青少年ホームの現状と課題について説明ー

- ① 利用状況・・・目的外使用が増加
- ② 友の会・・・会員が減少、活動が低下、高齢化
- ③ 施設・・・築40年以上経過し経年劣化やバリアフリー化対応が必要
- ④ 勤労青少年の現状・・・教養を高める、仲間づくりの場が変化
- ⑤ 利用料・・・友の会員は無料、目的外使用料は同規模施設より割高

この現状を踏まえ、今後の勤労青少年ホームのあり方について、施設の設置目的の見直しも含め検討する参考にさせていただくために、委員の皆さまからのご意見をいただきたいと考えておりますのでよろしくをお願いします。

○委員長

それでは、ただいま説明がありました、この施設をどのように活用していったらいいのか、施設そのものを見直す必要があるのではないかという課題意識がおありのようで、今日は、委員の皆様のご意見を参考にしたいということでございますので、まずは、ご質問からお受けしましょうか。自分が利用するとしたらという観点からでも結構です。

○委員

この勤労青少年ホームには、今現在勤労青少年という法的な縛りがあるのでしょうか。

●事務局

現在の厚労省関係の補助金を活用して建設をしておりますので、施設の目的を変えるなど今後の施設の方によっては、補助金の返還や届出、報告等対応が必要になります。そのような意味では、目的を簡単に変えることは難しいといえます。

○委員

年齢の制限には縛りはないのですね。

●事務局

他の自治体にも勤労青少年ホームがありますが、今後の施設の方によっては、鳥

栖市では30歳としている年齢制限については様々です。何歳までを青少年とすると具体的に示されてはいません。

●教育部長

少し補足しますと、先ほどご説明しました、勤労青少年ホームには本館と多目的ホールがありますが、どちらも補助金をいただいて建設をしておりますので、本館を仮に用途目的を変えることになると、多目的ホールの位置づけの問題が出てまいります。この補助金関係は、用途変更等規制緩和されてきておりますので、補助金返還が生じないような方法等を行政側で整理する必要があると考えております。

○委員長

多目的ホールとはどこのことですか。

●教育部長

市民体育館の柔道場や剣道場がある建物です。

○委員

使用料については全国統一的な金額でしょうか。使用料を公民館と同じ程度に改定が可能なのでしょうか。

●事務局

使用料は、全国統一というものではありません。もともと、現在勤労青少年のための施設であるため、その目的以外の使用については、例外的に認めているということから、現在の料金設定になっていますので、鳥栖市が決定すれば、改定は可能です。

●教育部長

料金設定は、目的外使用の場合となっており、勤労青少年の利用は無料という施設です。しかし先ほど説明したように、建設から40年以上経過している施設ということ、勤労青少年の利用は減少し、目的外使用が増加している状況を踏まえ、勤労青少年ホームをどう利用とするのがいいのか、委員の皆さんのご意見をいただきたいということです。

○委員

この施設の設置目的は、勤労青少年の教養を高める、仲間づくりをするなど青少年の育成に寄与ということですが、青少年の利用はどんどん減ってきている、目的外利用は増える、このままじっと待っていても青少年の利用が増えるわけではない。必要ではあるけれども利用者を増やすためには、有効活用も考えていく必要がある。しかし、補助金の関係があるので簡単にはいかないということですね。

●教育部長

以前、私が利用していた頃は、すぐ横にテニスコートがありましたので、利用者数十名でテニス部をつくって夕方からテニスをしていました。また、施設の中の方では卓球や社交ダンス、生け花、料理教室などいろいろな活動がされてきました。当時は、そのような場が他になかったのかもしれませんが、今は民間スポーツクラブなど含めいろんな選択肢がありますので、今後このまま継続していくとしても、ニーズ的に青少年の利用者が増えるとは考えにくいのかなと思います。

青少年という視点を持ちながら教室事業を行いながら、ハードルを下げて皆さんにもっと利用していただくということも可能なのではと考えます。

○委員長

例えば、子どもたちが自然に親しむことや勤労体験などの機会がなくなってきた中で、市村自然塾九州がひとつの結果を出してくれた。

青少年への宣伝はしているのですか。私は、こういうものがあると聞いたことがないので、例えば成人式の時に、いろんな教室があると宣伝できれば、利用者が増えるか

もしませんか。

○委員

青少年への宣伝ということについてお尋ねしますが、新入社員がいる市内の事業所などへ勤労青少年ホームではこんな事業をやっていますから是非活用してくださいなどPRをなされてきたのでしょうか。

●事務局

商工会議所に登録されている企業だけにはなりますが、案内のチラシを配布させていただいたりしております。

○委員

チラシは、なかなか目に留まらないので、出向いて直接案内をすることも大切ではないでしょうか。

今回、勤労青少年ホームの存続についてということを検討するのかと思っておりましたが、続けていくという前提であれば、もっと働きかけて幅広く利用していただけるように広報していく必要があるのではないかと思います。

●教育部長

今回の論点としては、オールフリーですので、勤労青少年ホームとしての機能保持を前提にするとか、この施設の利活用を増やすためにどうしますという考え方ではなく、結果的にそういう方向がいいのではないかということになれば、どういうやり方がいいのかとうことになるかと思いますが、今の利用形態としては、勤労青少年のために作った施設ということで利用制限をしておりますので、極端に言えば30歳以上の方については、空いてところで、高い料金を払ってでもいいということであればお貸しますよという施設の位置づけにしておりますので、その施設の位置づけも含めてどういう形がいいのか。先ほど委員長からも、勤労青少年のための活動の拠点という本来の機能はあったほうがいいのかというご意見もありましたように、そういうことも含めてどういう形がいいのかご意見を頂いて整理していきたいと考えております。

○委員長

自由にご意見をいただきたいということですから、どうぞ皆さんご意見をお願いします。

○委員

先ほど事務局から現状と課題という報告がありました。勤労青少年ホームを廃止したいという提案なのかなという感じを受けましたが、そうではなくて、活用していきたいということであれば、現状のままでいいのかということになるかと思えます。建設から45年余りたっているということで、青年団などが活発な時代に建てられたものだろうという感じがしますが、今は各町区の青年団などもなくなっている中で、そのような活用は非常に難しいのではないかと思います。それよりもこの施設を大いに活用する、青少年ホームでありながら、それ以外の人たちも利用できるようなになればいいのかとも考えます。

それから、まずはPRだと思います。私は、自宅が近いこともあり、この施設のことは知っておりましたが、鳥栖市内の方で、この施設の存在を知っている方がどれくらいいらっしゃるか、どういう利用ができるのか、そのようなことを知っている方がどれくらいおられるのかなと思います。

○委員

私は、今日初めてこの施設に自転車で来ましたが、本当にここが勤労青少年ホームかどうかわからなくて、施設の入口にいらっしゃる方に尋ねました。

今は、地区公民館を若い方もいろいろ利用していらっしゃいますが、公民館がなかったころは、この施設を利用される方が多かったかもしれません。そういうことも利用者

減の原因かなと感じますし、もう少し若い方に PR したらいいのかなとも思います。

○委員

40年以上経過している施設ということですが、この建物がある限りは勤労青少年ホームとして残さなければならないのか、設置目的を変えることができるのか。それから、青少年への PR ということが言われていましたが、今はカルチャーセンターがいろいろありますので、ここを PR しても来られないのではないかと思います。そのようなことも考えながらあり方をどういうものに活用したらいいのかを青少年にかかわらず検討したほうがいいのではないかと思います。そうすると補助金関係で多目的ホールの設置目的はどうなるのでしょうか。

●教育部長

自由にできるものではありません。勤労青少年ホームの多目的ホールという目的で補助金を頂いているので、ホームをなくしますとしたとき、目的は終わったが減価償却は終わっていないので、その分は返還してくださいと言われると困りますので、そのことについては関係省庁等と協議を行いながら行政側が整理をしていくことにしております。

ホームを今のまま残して利用者を増やす方向でいきましょうということであれば、補助金の話は一切考える必要はないが、設置目的を見直して利用方法等も全面的に変えましょうということになると補助金関係の整理が必要になるということです。

○委員長

行政は、見直さなければならない時期にきたという判断をしているということですか。

●教育部長

一つは、現在の利用状況から見て、本来目的の30歳未満の方は利用料金はいりませんという料金設定をしておりますが、目的外利用の方が多という現状があります。勤労青少年に限定すると昼間働いて仕事を終えての利用となり、昼間は利用がない。もう少し PR をというご意見もありましたが、当然勤労青少年に対する PR はしますが、それ以外の方へ目的外でも使えますよと敢えて PR の必要はないということになります。

このような状況を踏まえると、そろそろホームのあり方について委員の皆さまからのご意見を頂き、施設の有効活用を図る方向で整理をしたほうがいいのではないかとこの考えのもとで、今回のご提案をさせていただきました。

ただ、施設については、UD 化や耐震化等未整備の部分もありますので、今後の経費に関する問題も検討する必要がありますが、まずは現状の施設の中で利活用を図ることから検討を始めることも可能ではないかと考えます。

○委員長

時期的にはいつまでくらいを目途に考えているのですか。

●教育部長

方向性としては、制度改正の問題や予算面等そのあとの作業等を考えますと、今年秋口くらいまでには整理をしていきたいと考えております。

本日の社会教育委員会の中でのご意見を参考にして検討をスタートし、今後もさらにご意見をいただきながら作業を進めていきたいという考えを持っております。

○委員長

年齢的な制限を外すと広報活動も積極的にできるけれど、目的である30歳未満という大前提があるので、一般の方への PR はしていなかったというわけですね。

○委員

年齢を外して誰でも利用できるようになれば、同じような施設がどこにでもある。青少年が学ぶ場所というのは、鳥栖市内でここしかない。そういう意味では価値ある場です

よね。しかし、人が集まってこないことが課題ということになる。

市村自然塾も農業をする場ですよ、さあおいでおいでといっても誰も来ない。じゃあ何で集まってきたかという、親が一生懸命になって行かせる。子どももいやいやながらでも行きながらだんだん楽しくなってくる。そうやって自然塾はいいねということになり集まってきているわけで、まずは人が集まらないと始まらない、人が集まる施設にすることが大切かなと思います。

●教育部長

30歳未満の青少年が活動できる場所というイメージでいくのか、利用目的の柱の一つとして青少年教育の問題を中心とする施設として位置付けましょうとするなど、やり方はいろいろあるかと思いますので、例えば、子育て支援活動の中心的な施設、青少年教育の中心的な施設、いろんな活動に利用できるオールフリーの施設など今後の議論の持っていく方になるのではないのでしょうか。

すぐ隣の社会福祉会館には社会福祉協議会が入っていますし、いろんな活動をされていますので、そこの活動とコラボするような事業をメインでやっていきたいと思いますことなどいろんな考え方がありだと思います。

○委員

施設の名称は勤労青少年ホームのままで、中の方を変えていくということもあるのでしょうか。

●教育部長

そのようなこともオールフリーで考えていただいて結構です。公共施設は設置条例制定が前提ですので、現在の設置条例を廃止して、新たに設置条例を制定することも可能です。

○委員

利用制限を外したり、料金設定を変えたりすれば、補助金の問題が出てくるわけですよ。

●事務局

補助金については、ここではあまり考えられなくていいと思います。もともと勤労青少年のためのものという目的があったのですが、先ほど委員さんが言われたように、他に受け皿がたくさんできているということであれば公共事業としてしなければならないものではなくてきている。では別の目的に置き換えて使っていくということになったら従来の目的自体が無くなることになると思います。

○委員

子育て支援団体のぽっぽわーどに所属していますが、今はこの1階の旧管理人室を借りてキッズミュージカルとすさんと2団体が事務所を置いています。

最初にホームに事務所を置いて20年くらいたつと思いますが、そのころから青少年は来ていなかったように思います。多分この料金より高くてもカルチャースクールに行くのではないのでしょうか。そういう意味でも若い方はもう来ないので、年齢制限ははずしてもいいのではないかと思います。

個人的な考えを述べさせていただきますと、それぞれの地区で公民館などを利用して、ボランティア活動などされている方がいらっしゃいますが、市内全域でボランティア活動している団体が活動する場として市民活動センター以外にないので、どのボランティア団体も事務所に欲しいと考えています。そういう場があると、障害者の方とボランティア団体の方などと交流する場所としてとてもいいと思いますし、この施設が全館ボランティアセンターなどになるといいのではと思います。

これから公民館がまちづくり推進センターへ変わっていくわけですが、行政の一部を

地区が担っていくことになるなら、もっとボランティアのことをもっと深くみんなで考えていかなければならないのではないのでしょうか。ぜひそのことも考えていただきたいなと思います。

○委員長

一つ質問ですが、年齢制限を外して公民館のような使い方ができるようにした場合、30歳未満の方が利用するときには無料にするということではできませんか。

●事務局

設置条例の中で整理することは可能だと思います。

少し違った例になるかもしれませんが、今回社会教育施設であった公民館がまちづくり推進センターとなります。そこではこれまでの減免制度を引き継ぐこととしておりますので、無料で利用できた団体は、まちづくり推進センターでも無料になります。

○委員

会員制度を残しながらということですか。

●教育部長

設置条例のつくりかたになろうかと思いますが、友の会という組織を継承するのかわからないのか、利用形態として30歳未満は無料とする青少年の優先施設とするのか、そのあたりは条文のつくり方になりますし、考え方だと思います。

○委員長

他にご意見はありませんか。こんな考えもあるというようなことでも結構です。難しいですね。居場所は必要ですし。

○委員

友の会は30歳以上になると退会されますよね。

●事務局

友の会の上限は40歳までは加入できるようになっていますが、それ以上の方も入会している状況です。

○委員

友の会会員は無料で利用できるのですが、退会されていない方は無料で利用できるということですか。

●事務局

そのとおりです。

友の会の現状を見ていくと、本来友の会に入会でなきない人が入会していることがわかってきました。運用の中で40歳までの入会を認めています、その年齢を超えている人がいます。毎年入会登録をするので、昨年是正しましたが、年齢制限をすると、友の会の存続が難しい状況です。

○委員長

ここの企画運営は、どこがしているのですか。

●事務局

勤労青少年ホームの管理運営は生涯学習課でしています。ホームの主催事業である各種講座の企画の際には友の会の会員からアンケートをとるなど意見を聞いたりして参考にしています。

○委員

友の会は会費がありますか。

●事務局

会費が必要です。

○委員長

会費を納めれば利用料は必要ないということですか。

●事務局

そうですね。現在は友の会に入会される方の目的は講座を受講することなので友の会活動としては講座の受講だけという現状です。

昔は、クラブ活動やレクリエーション活動などいろんな活動がなされていたようですが、今は講座の受講以外の活動は全くと言っていいほどない状況です。

○委員

先ほど委員さんが言われたように、まちづくり推進協議会ができて、ますますボランティア活動が重要になってきます。ボランティア団体の活動拠点として位置付けられたらいいなと思います。耐震やバリアフリーの問題があるかと思いますが、社会福祉協議会と連携しながら活用を図っていったらとも考えます。使用料金の設定なども公民館などにあわせていただけたらいいなと思います。

○委員長

私は、福祉関係と教育関係と融合するようなものがないかなと思っています。学びたいというのも本能ですし、若い人たちにもある程度時期がきたら必要ではないかと思っています。

先日鳥栖にわかを鳥栖小学校で見ましたが、本町公民館で練習したそうです。

そんなことを、こういうところで自由にできたら、練習ができるような場があったらいいのではないかなと思います。今までのことでいうと公民館活動のように一緒にできる「絆の館」のようなものがないかなと個人的には思いますね。

す。

皆さんいかがでしょうか、ご意見としては、青少年も大事、福祉も大事、今後の市民活動としてボランティアといったところで今日のご意見といたしましょうか。

それでは、もう一つの報告事項について事務局に説明をお願いします。

●事務局

地区公民館の機能をまちづくり推進センターへ集約するため、地区公民館を廃止するもので、平成25年4月1日を施行日として関連条例を廃止、改正を行います。

○委員長

4月1日施行ということで報告を受けましたが、講座云々は教育委員会が指導・助言ということでした。そうすると社会教育の部分がおろそかになるのではないかと心配しておりますが、生涯学習の社会的な流れなのでしょうから、教育委員会は大変でしょうがそここのところは十分に捉えてしっかりとみてほしいと思います。

他にないようでしたら、本日の社会教育委員会は終わりにします。

皆さまお疲れ様でした。